

第五十一回国会 衆議院 運輸委員会 議 録 第二十四号

昭和四十一年四月十二日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 古川 丈吉君

理事 關谷 勝利君

理事 山田 彌一君

理事 肥田 次郎君

理事 有田 喜一君

理事 小淵 惠三君

理事 木村 俊夫君

理事 高橋 禎一君

理事 井岡 大治君

理事 泊谷 裕夫君

理事 竹谷源太郎君

出席國務大臣

運輸大臣 中村 寅太郎君

出席政府委員

總理府事務官 宮崎 清文君

(内閣總理大臣官房陸上交通安全調査室長)

大藏事務官 上林 英男君

(銀行局保險部長)

農林事務官 和田 正明君

(農政局長)

運輸事務官 坪井 為次君

(自動車局長)

委員外の出席者

専門員 小西 真一君

四月六日

委員増田甲子七君辞任につき、その補欠として

巨四郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員巨四郎君辞任につき、その補欠として増田

甲子七君が議長の名で委員に選任された。

同月七日

委員小淵惠三君辞任につき、その補欠として賀

屋興宣君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員賀屋興宣君辞任につき、その補欠として小

淵惠三君が議長の名で委員に選任された。

四月七日

備作線建設に関する請願(逢澤寛君紹介)(第二

六〇六号)

自動車運轉速度色別装置に関する請願(永井

勝次郎君紹介)(第二七七四号)

は本委員会に付託された。

四月八日

自動車行政の一元化等に関する陳情書外三件

(名古屋市昭和区滝子通二の一五愛知果小型自

動車整備振興会長西野新兵衛外三十一名)(第二

九二二号)

同(名古屋市昭和区滝子通二の一五愛知果自家

用自動車協会会長山本一二外二十八名)(第三三

号)

国鉄山陽新幹線の建設促進に関する陳情書(山

口市飯島国鉄山陽新幹線建設促進四県議会協議

会長名和田豊)(第二九四号)

流通センター等の整備に関する陳情書(東京商

工会議所会頭足立正)(第三二二一)

十八才未満の一般勤労青少年に対する鉄道旅客

運賃割引に関する陳情書(滋賀県愛知郡愛東村

議会議長吉岡善助)(第三三二二)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇六号)

○古川委員長 これより会議を開きます。

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許しま

す。田邊國男君。

○田邊委員 私は前回までの当委員会において、

自賠責保険の内容について質疑を行ないました

が、さらに一、二の点を質問してみたいと思いま

す。

その第一は、今回の保険金額の引き上げの措置

が行なわれた後に保険料を引き上げたり、純保険

料を付加保険料に振りかえたりするような意図が

ないかどうか、保険部長に伺いたいと思います。

○上林政府委員 今回考へております保険金の調

整につきましては、先刻御説明申しましたよう

に、最近の警察庁統計によります事故率をもと

にいたしますと、事故率が減つてまいっております

ので、四十一年度の保険収支を予測しますと、純

保険料におきまして約二・六五%の余裕が認め

られるわけであつたのであります。一方、現行の

付加保険料は、三十七年八月の改定以来据え置い

たまふままになっておりますので、人件費、物件費そ

の他の上昇から考へまして実情に沿わなくなり

ましたので、社費につきまして約一七・四%、代

理店手数料につきまして八六・九%というものを

引き上げることいたしました。純保険料

につきましては、この結果大体四十一年度におき

ます営業保険料の修正値が現行保険料率の七

八・九%になりますから、この余裕分をいかにい

たしますかというのを考へまして、いろいろな

社会的な要請も考慮し、保険金額の引き上げを行

なうように、要するに現在の保険金額は百万円で

ございますのを百五十万円にし、傷害保険金の金

額を三十万円から五十万円に引き上げるといふこ

とを考へてゐるわけでございます。

○田邊委員 私の調査によれば、今回の保険金額

を引き上げることについて、いわゆる保険

料は据え置かれたけれども、純保険料を付加保険料に

振りかえたり、そしてまた、付加保険料をふやす

という考へ方がある。いまの説明によれば、その

ような意図があるやに答弁をなさつております

が、その点は間違ひないですか。

○上林政府委員 保険料を現状に合わせますため

に、また付加保険料につきましても、ただいま御

説明をいたしましたように、三十七年八月から調

整をいたしておりますので、この際調整をいた

すことにいたしております。

○田邊委員 それでは純保険料を付加保険料に振

りかえて、そして付加保険料をふやす、というこ

とは、純保険料を圧縮するということになる、そ

の考へ方は、一体どの程度にふやそうと考へてお

られるのか、付加保険料を純保険料の中にどのく

らい食ひ込まれるか、その点を伺いたい。

○上林政府委員 どのくらいと申しますか、ただ

いまの現行保険料におきまして純保険料と付加保

料の比率、要するに付加保険料の比率はたしか

五・六%か五・四%だつたと思つておりますが、

これを修正いたしました後は七・数%、約二%くら

い上がることになるだらうと思つております。

○田邊委員 私の調査によれば、今回は保険金額

を百万円から百五十万円に引き上げたあとで、純

保険料を減らして付加保険料をふやそうとしてお

る。そこで、一体どの程度ふやそうとしてお

る。私の調査によると、たとえば自家乗用車を例

にとつてみますと、現行料率は純保険料が七千五

百九十円、付加保険料が五百六十円、そして合計

八千五百五十円というのが乗用車の保険料です。そ

うしますと、いま大蔵省の銀行局が考へてゐる改

定予定料率というものは、この保険料の八千五百

十円は据え置きにして、純保険料七千四百五十

円、それから付加保険料を七百万、すなわち付加保険料を五百六十円のものに七百円に引き上げるという事は、百四十円プラスということですが、そして七千五百九十円の純保険料を七千四百五十円にするという事は、純保険料を百四十円減らすということになる。銀行局は、強制保険というものは被害者保護の立場に立つてやっておるのだ、そして公共性を高めていく必要があると言っておきながら、純保険料を圧縮して経費のほうをだんだんふやしていく。そして最初のうちは、保険金額は百万円から百五十万円に、保険料は変えずにやりますと言っておきながら、百五十万円に上げたから一年以内にこの値上げを考えておるということ、これはほんとに被害者の立場に立つた保険である——これは銀行局の保険会社に対する監督が甘やかした行政だと思いが、その点はどうです。

○上林政府委員 付加保険料につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、三十七年の八月以降ずっと据え置きになってきたわけでございます。営業保険料につきましては、御存じのように発足当初相当な赤字もございまして、これを数度にわたって調整いたしておりますが、三十九年一月にも保険金額の上昇に伴い純保険料を訂正いたしましたことがございますが、その際にも付加保険料は、できるだけ経費は圧縮をしたいということで押えたわけでございます。三十七年度以降人件費、物件費ともに上昇いたしておりますので、付加保険料につきましては毎年相当な赤字が出ておるわけでございますので、この際、営業保険料に余裕もあるわけでございます、もちろん、やり方といたしましては純保険料を調整し、さらに営業保険料も調整する、したがって一方を上げて一方を下げるというやり方でもできるわけでございますけれども、この際両者を勘案いたしまして、営業保険料は変えず、純保険料と付加保険料の区分につきましては若干の調整をいたそうと考えておるわけでございます。

○田邊委員 大蔵省の話を聞いてみると、そのと

きそのときで、理路整然たる一貫した答弁をしてないと思ふ。というのは、原動機付自転車、バイクを保険に入れるというときの説明は、再保険をする必要はございません、こう言っておる。再保険をする必要がなければいいから、再保険はいい。再保険で十分まかなえます。だから安心してそれはできるんだ。ということは、いまの保険料で十分余裕があるから、再保険の必要がないということなんだ。今度は、片一方で、百万円を百五十万円にするという事は異議ございませんとおきながら、それを一年以内に、非常に営業費がかかるから純保険料を圧縮をして、そして付加保険料というものをふやしていくのだ。そうすればひいては、これは被害者保護ではなくて、被害者に対する圧迫だ。と同時に、自動車というものは年々ふえていくと思ふのです。ですから、保険料というものは加入者がふえていくのだから、年々ふえていくわけですね。それにもかかわらず、それ以上に営業費がふえていくという見方を、結論的には保険料をどんどん上げていくという立場に立つておられないという結論になると思ふ。

もう一つは、先ほど、大きな赤字が保険料の中に出ておるのだというのですが、これは一つの契約年度の、あなたのほうから出した資料の九ページにある「年度別収入純保険料と支払保険金の収支実績」の説明のときには、累積赤字が三十五年には五十九億あった。ところが、三十八年には五十七億の黒字になった。三十九年には百四十八億になった。三十年から三十九年をプラス・マイナスしていけば百六十九億の黒字になっておる。ただし、これはその契約年度でいくのですから、将来払わなければならぬ不測の問題があるから、これは純利益とは申されませんという答弁をしておられますが、いまあなたが説明をした赤字だという話と——純然たるここには黒字が出ておる。ですから、百五十万円に保険金額を上げて、そして今度は純保険料はだんだん付加保険料に食い込んでおる、そしてその保険料を上げていくというこ

とは、私は、銀行局がもっと厳密な調査をして、そしてこれを上げさせない。しかも、被害者保護の立場に立つて、保険料は少なく、保険金額を上げていくというその配慮がなくてはならぬ。その点はいかがです。

○上林政府委員 ただいま先生おっしゃいました。純保険料の収支のことは、純保険料の収支でございます。純保険料につきましては、確かにおっしゃいますとおり、当初赤字でございましたが、最近においては黒が出ております。いまお話しになつておりますのは付加保険料のことでございます。付加保険料につきましては、この前提を出しまして一五ページにございまして、三十三年度以降は赤字をずっと続けておるわけでございます。これと申しますのも、先ほど申しましたように、付加保険料につきましては、先生御指摘のような性格を持つておる保険でございますので、できる限り圧縮をいたしております。前々から御説明をいたしておりますように、人件費につきましても、公務員ベース並みに査定をいたしております。しかも、現在の付加保険料は、三十六年におきます公務員の平均給与ベースで査定を直しております。一方、人件費その他も相当値上りをいたしておりますので、付加保険料につきましては、一五ページにございまして、赤字を続けている状況でございます。したがって、もちろんできるだけ節約をしたいという気持ちは変わらないうちでございます。今回の事務費の査定におきまして、現実に出てまいりました計算値を一律に一〇％節約努力しようというふうな意欲も盛り込みまして、極力圧縮を考えているような状態でございます。

○田邊委員 それでは、いまあなたが言つた提出資料のその二の一五ページの「年度別付加保険料の収支実績」というのを見ますと、三十九年には付加保険料が約三十四億、そして支払い事業費が四十一億、そうすると赤字が七億六千万出た。この七億六千万出たという説明をな

さつておるが、この赤字は一体どこから埋めておるのですか。この点を伺いたい。

○上林政府委員 これは保険会社の経理の中で埋めておるわけでございます。もちろん先般御指摘のありましたような金利の問題その他の問題もございまして、保険会社の経理の中で埋めておつて、これは純保険料を食つておるものではございません。

○田邊委員 いま保険会社の中で埋めるという話をしておりますが、保険料をもらえば、要するに付加保険料それから純保険料の中で保険会社が運用できる資金がそこにあるわけですよ。その運用収益の金額と、そしてその処分をひとつ明確に説明していただきたい。それはあるはずですよ。

○上林政府委員 保険会社の経理は、特に自賠責だけを区分経理いたしました。資産運用をしてるわけではございませんので、それはそういう数字はございません。これはきちんと計算をいたしております。そのときの支払い保険金と対比をいたしておりますので、この成績についてははつきりいたしておりますので、付加保険料のその収支につきましては、収入保険料につきましては収入保険料として割り当てられました金額をおのの件数にかけたものでございますが、支払い事業費につきましては、それはその自賠責につきましては会社の現実に支払いました事業費の決算をいたしたものでございます。この差額につきましては何で埋めておるか申しますと、一般の保険会社の経理の中におきまして、これは保険会社が他の事業と一緒に保険会社自体を運営しているわけでございますので、それらの経費をもつて埋めておるということになるわけでございます。

○田邊委員 私は、保険部長にちよつと伺います。が、一体強制保険というものは、加入者から保険料を取つて、その保険の収支というものは明確になつていなければならぬ。ところが、いまの説明を聞くと、その運用については自由に、一般の保険とごっちゃにやつて、そして運用をしておるの

で、これだけ単独に計算ができないような答弁をなさつてゐる。強制保険というものは収入と支出が明確になつていなければならぬ。もしこの事業費が七億の赤字があるときには、この強制保険の中で、入つてゐる金額の中で操作をしなければならぬ。ですから、運用益が当然、保険料を取つた中で運用できるわけだ。それは、全体でこの運用をしてその補てんをしてゐるのだという答弁をしてゐるけれども、その点は、一体強制保険の性格というものとほかの任意保険と何か混同をしてやつておられる。いまの答弁まことに明確を欠いてゐる。いかがですか。

○上林政府委員 先ほど申しましたように、現行の保険料のうち占めます付加保険料の割合は五・数%でございます。残りの九四・何%につきましては、これは純保険料でございます。まずこの純保険料につきましては、先ほどから御説明申し上げておりますように、これと保険金の支払いはきちんとして計算をいたしてございまして、これがノーロス・ノーベイベであるように、この率が大きければ調整をし、少なければ今回のような調整をするというふうになつてまいつておるわけでございます。問題は、この付加保険料の問題になつておるわけでございます。付加保険料につきましては、これは先ほどから申し上げておりますように、非常に経費を圧縮することによつてございまして、一般の任意の自動車保険でございますと、付加保険料率は三七%でございます。この保険料につきましては、強制保険といふことも考えまして、できるだけ経費を圧縮し五・数%にとどめておるわけでありまして、したがって、やはり実際の収支を見ますと赤字になつてまいつておる。さて、これを何で埋めてゐるか、こういう問題になるわけでございますが、この問題につきましては、歳入金の利息収入をどう扱うか、こういうむづかしい問題がございます。これにつきましては、保険会社につきまして、社費につきまして完全な補償をするというふうなたてまえになつておる。

現状でございます。手数料も支払わないという現状でございます。また赤字の場合におきまして、赤字の場合は逆に資金が不足する場合があるわけでございます。そういう場合の金利なども考えておらぬといふことでございまして、いままで、また世界的にも短期の保険料につきましては金利計算を考へておらないといふのが慣行でございます。そのうち、この金利につきましては将来検討すべき問題であると考えておりますが、しかしその区分経理をいたしますことはいろいろな問題があるわけでございますので、いままでこのようになつてまいつておる。いましたわけでございます。実質的にこの事業費の支払いが超過いたしました部分におきましては、保険会社におきまして他のいろいろな事業とともに一緒に運営をいたしてゐるわけでございます。すなわち、その中でまかなつてきておるといふ実情でございます。

○田邊委員 ただいまの答弁を聞いておりますと、私の質問に対して明確な答弁をしておりません。銀行局というものは保険会社に対して非常に適正な監査と行政をしてゐると私も思ひ込んでおるわけでありまして、非常に問題点が多い。これは私は、営利会社の保険会社のみ強制保険をやらしてゐる最大の欠陥であると思つて、それでは、ひとつ問題点を挙げて、ただいま保険部長が言つております、経費をできるだけ節約して、付加保険料をできるだけ節約して、経費を節約してゐることによつておる、私はこのことが被害者保護の立場になつてゐるかどうかといふことを質問をいたしますが、第に査定についてですが、大蔵省はさきの委員会、現在の査定組織すなわち自動車保険料率算定会という共同事務所、この査定は公平妥当なものだと答弁してゐる。ところが、あんなのほりから出された提出資料によれば、査定事務所の従業員五・六%は保険会社、損保会社の出身者である。われわれは、こういう査定事務所の大部分の人が、要するに保険会社の出身機関であるという感じを持つ。ですから、実

際の査定は保険会社が実権を握つておつて、保険会社に不利になるような査定をしないことが結論になるのじゃないかと私は思ふ。ですから、たとえば被害者が非常な不満を持つて、保険会社に対しては困ると言へば、それでは訴訟をやらないさい、こういうことで被害者の泣き寝入りになつておる事例がたゞさんあるんじゃないですか。こういう、被害者保護と口では言いながら、被害者が実際に泣いてゐる現状を考えたときに、公共性を高め、また被害者保護の立場にあると言つておるけれども、これは大きな矛盾があるではないか、その点はどうか。

○上林政府委員 まず第一点の、査定事務所所属いたしました人の五〇%でございますか、保険会社の出身者が多いという点でございます。けれども、この査定事務所にしましては、何ぶん被害を受けて興奮をしておられるという方々をお相手するわけでございます。技術的にもいろいろの経験と知識を要するわけでありまして、そういうような意味からいいますと、保険会社におきましていろいろの経験を積み、あるいは年齢的にも年をとつた方のほうが適当な場合が多いわけでありまして、そういう意味で、そういう人たちが得る意味におきましても保険会社出身の年をとつた人が多く要するといふようなことも実情でございます。

それから第二点の、したがつて保険会社の立場に立つて査定をしてゐるではないかという問題でございますが、その点につきましては、私もさう考へておらないわけでございます。と申しましたのは、御指摘のようなことが起こらないように十分に注意をし、また査定基準におきまして、これを統一をいたして運用を円滑に行なうように努力をいたしてあります。具体的に申し上げますと、たとえば死亡をいたしました場合の最近におきまして一人当たりの平均の支払い金額は、百一萬二千円でございます。一万二千円が超過をいたしておりましたのは、死亡をされる前に治療その他を要するわけでありまして、ほとんどが百万でございます。たとえば過失相殺のために相殺をしな

ければならない場合におきましても、査定基準におきましては、相手に重大な過失があつた場合に限つて過失相殺を二〇%だけ認めるといふような基準を設けてあります。これも現地の査定事務所だけで過失相殺を適用して減らさないように、本部にも真議をして減らすといふような査定基準をつくつておるわけでありまして、これは決しておつしやるように保険会社のために査定をしておるといふようなつもりはございません。

○田邊委員 査定事務所は非常に公平におやりになつておるといふことを極力弁解なさつておりますが、査定事務所の職員の分類表というものを私が調査した。これは四十一年三月三十一日現在で、全国で四十六カ所、四百六十三人の総人員、そのうち正式な所員が四十八名しかおりません。あとは嘱託といひまして、保険会社出身の、五十五歳以上の、要するに嘱託といふ身分の人が三百二十五名、女子の事務補助員が九十名、こういうのが実情なんです。ですから、たとえば東京で見ますと、九十一人の総人員で、正規の所員は四人しかおられない。六十七名が嘱託です。二十名が女子です。それから新潟の場合は、総人員六人、一名が所員、あとの四人は嘱託、そして一人は女子。それから富山県のごときは、四人のうち所員は一名もおりません。二人が嘱託で、二人が女子。石川県に至つては六人、四人が嘱託、二人が女子、所員はゼロです。福井県のごときは、三人おつて所員がゼロ、嘱託が二人、女子が一人。それから静岡に至つては、総員が十六名、所員が四名、嘱託が十名、女子が二人、さうしますと、所員ゼロのところは二十カ所あるのです。所員が一人のところは十五カ所、全部で三十五カ所。四十六カ所のうち三十五カ所は一人かゼロといふような実態で、査定事務所が公平なる査定をやつておられると言ひけれども、私はかような現実を見て、銀行局が幾ら弁解をしても、これは保険会社の言ひとおりの査定しかできないといふ結論にならざるを得ないと思ふ。したがつて私の言ひは、フランスで実施してゐる強制自動車保険事業のような、

政府機関によるいわゆる査定を行なわせるような方法も一つの方法ではないかと思うのですが、その点大蔵省はどう考えられますか。

○上林政府委員 査定事務所におきまして、嘱託が多いことは事実でございます。ただし、この嘱託は別に所員ではないという意味ではございません。給与制度の上から、一定の年齢をこえまして人を嘱託といたしてあるのでございます。これはある意味では、人件費を節約するためにそういう制度を設けておるようなわけでございまして、これは常勤でございまして、若い人たちと同じに一生懸命みんなやっておりますのでございます。ことにこの嘱託の人たちは、保険会社をやめられまして年をとった方でございすけれども、ある意味では豊富な知識と、それからこういうものを処理するのに適当な面も備えておられるというように、さらに先ほどから出ておりますお話の付加保険料をできるだけ圧縮をしたいということとして、嘱託制度というものを採用してゐるというのが実情でございます。嘱託であるからこれは非常勤であるとか、あるいは働かないというようなことはないので、私どもは考えておるわけでございます。したがって、もちろん人員構成につきましてもいろいろ考えていかなければならぬ問題はありますが、仕事の性質なり経費の節約なり、いろいろな面からいまして、こういう現状になつてゐるわけでございます。

○田邊委員 いまの答弁を聞いておますと、銀行局の保険部長でなくて、保険会社の保険部長という感じを強くする。たとえばいま人件費の節約をするために嘱託制度をやると言うから、一体どの程度の査定事務所の人員だと言へば、所員ゼロのところがある。所員が一人のところがある。四十六カ所のうち三十五カ所はかような状態である。これが真に被害者保護の立場のいわゆる査定事務所のやり方かと、こう言う。そうすると今度は片方において、いいえ、経費の節約につとめるのだと言う。経費の節約につとめて、

できるだけ付加保険料を少なくしたい。これは保険料を少なくしたいけれども、公務員ベークライのものは出したくない、こう言う。だからどうしても、納保保険料に食い込まざるを得ない。そうして保険料を値上げをしなればならぬという、こういう論法にきておられます。これは富利を目的とした保険会社社にのみこれをやらせるから、こういう結果になるのだ。どうもその点、保険会社の保険部長のような答弁をなさらずに、実際はこういうことなんですというのをもう一度明確に御答弁なさつて下さい。

○上林政府委員 繰り返して恐縮でございますが、嘱託と申しますのも所員でございます。したがって、所員がゼロというところはないのでございます。

○田邊委員 所員がゼロというところはないのですか。

○上林政府委員 ございません。嘱託という名前は、給与制度上そういう名前をつけておるというだけにすぎないわけでございます。

○田邊委員 私は、保険部長の説明はまことに何かしと思ひます。各会社で嘱託というものは、その会社を五十五歳で定年を過ぎた人が嘱託という身分で入つておる。しかし実際の所員というのは、やはり五十五歳以下の、全責任を持つ人たちが所員という形なんです。ところが所員と嘱託というものは同一だというけれども、あなたのほうの職員分類表にはつきり出ておるじゃないか。所員、嘱託、補助職員と三つに分けておる。その中で所員のゼロというところが二十カ所あるじゃないですか。これはできるだけ経費の節約をするという名目のもとに、査定事務所に保険会社の言うことを聞かせるための方法である、私はこう考えます。いかがですか。

○上林政府委員 嘱託ということばでございますが、一般の会社のように、定年を過ぎた者を嘱託と言つておるのではありませんので、先ほどから申し上げておりますように、給与制度上嘱託という制度を採用しておるというだけでござい

す。したがって、所員につきましても、嘱託につきましても、所員でございます。嘱託とそれ以外の者に分けて資料を出せというふうな御趣旨の御要求だつたと思ひますので、そういうつもりで出したわけでございます。

○田邊委員 もうそれ以上保険会社の保険部長の答弁を聞いても同じである。私がこれまで保険会社の自賠責保険の実態について、収支の状況また保険料率の設定、それから付保率、査定等の面でのいろいろと検討をして、そうして質問をして、その内容については非常に不明瞭な、しかも保険会社にのみやらしたら、これは非常に不公平なものであるというところは、委員会の諸君もみな再認識をされたと思ひわけでございます。そこで被害者保護の観点から見て、きわめて多くの問題点を内蔵しておるといわざるを得ない。

そこで本委員会の質問で明らかになつたように、農協の共済事業の構成、また事業実施の方法、それから実施体制等から判断をして、現在の保険会社のみに扱わせることは非常に欠陥がある、これをよりよい制度にして目的を達成させるためには、責任共済制度を創設をして、そして農協にこの事業を実施させることが最適であると判断をするわけでございます。すなわち農協の共済事業は、現在構成員の確固たる信念のもとに、すでに四兆円の契約高を示しておる。そうして単共、県共連、全国を通ずる統一的な事業的な体制はもうできておる。過去十五年間にわたつて契約を完全に履行してゐる、こういうような実績から見ても、農協の共済事業というものは、自賠責事業を実施するのに十分な実力と体制を完備してゐる、さうして私は考えるわけでございます。最近の農村における自動車数というものは、農業構造改善事業の進展と相まって、非常に急速に増大しておる。この自賠責の目的、すなわち自動車を所有する農家が、最も少ない負担で全戸数に加入を達成させて、被害者保護をはかるためには、その組織力を十分に發揮して活用させることが、いわゆる農協がこの事業を行なつて、農業の近代化の促進

と所得の均衡をはかる、これが国策に一致するものであると私は確信するわけであります。そこで、本制度が制定された当時の委員会の附帯決議の趣旨を生かすためにこの措置が必要であるということを力説いたしまして、私の質問を終わります。

○古川委員長 久保君。

○久保委員 先ほど田邊委員からの御質問で、いわゆる滞留金の利息の問題が出ましたが、先ほどの保険部長の答弁だと、これが全然保険の制度というか、事業に關係して計算をされてない、いふお話でありましたが、それはそういうことなのか、ほんとうに計算してないのか。計算してないが、事実上滞留金は自然に利息を生んでいく。生んできた利息は当然のごとく保険業者の中に入つてくる、これだけは事実だと思ひます。ほんとうに計算してないのかどうか。計算してないといふとすれば、むずかしい保険数理というもの計算して、保険の給付と保険料との關係はどうあるべきか、こういうことか。計算まで計算できる能力を持ちながら、滞留金の利息の計算が全然してない、これは故意にしてないのだ。

〔委員長退席、田邊委員長代理着席〕

それからもう一つは、事業でありますから、すべての損得といひますか、プラス・マイナス全体を計算しなければ、何がゆゑに保険給付限度額を今日の百万を百五十万にできるのか、いままでの説明では残念ながらできない、そういうことではないか。だから、この滞留金の利息というものはどういふふうな計算にしているのか、あるいはどういふふうな処置がされておるのか、もう一ぺん御答弁をいただきたい。

○上林政府委員 保険会社の一般の運営におきましても、いろいろ営業種目別の計算はいたしております。しかし資産運用の面につきましては、たとえば、これは火災保険料の収入を運用したものであるというふうな区分の運用はいたしておりません。全部一本で運用をいたしておるわけでござ

います。この自賠保険につきましては強制保険でございまして、特にそういうものについても十分配慮すべきだという御意見は、私も十分よくわかるわけでございます。したがって一面におきましては、たとえば再保険金の支払いの時期と保険料の収入の時期を合わせるとか、いろいろな点でなるべくギャップができないようには考えておりますが、一方におきまして、先ほどから申し上げておりますように、付加保険料につきましては相当の査定をいたしておいて、現実には、働いている人たちは公務員ベース並み以上の給与をもらっているわけでございます。それから先ほどから申し上げておりますように、事故や赤字になりまして場合でも、金利を逆に補給いたすというふうなこともいたさないわけでありまして、そういうふうないろいろなことをどういふふうに解決していくかという問題は、確かに検討を要すべき点だと考えておるわけでございますが、しかし一方いまの金利の問題につきましては、そういう問題が同時に解決をいたしませんと、これによって保険会社に不当な負担をしようというわけにもまいらないわけでございまして、ただいまのような運用をいたしておるわけでございます。この自賠責の滞留金がどういふふうになつていたかというのことは、先ほど申しましたように統一に運用されておりますので、正確にかつむことは不可能でございますけれども、いろいろ試算の方法はいろいろございますが、そういう試算をいたしても、いままでのたとえば事業費の赤字というふうなもの、それほどの大きな差はないのじゃないかと私どもは計算をいたしておるのでござい

ます。この自賠保険につきましては強制保険でございまして、少なくとも強制保険を扱うという保険業が、そんな明治時代と言つては語弊があるが、もつと江戸時代くらいのものでございまして、その部分があるというのはどうかと思つて、何で監督されているのですか。それは過去において赤字もあつたし、滞留金の利息というの、そういうものも大体そのくらいだろうと思つて、まあまあてんびんにかけてプラス・マイナス大きな差はない、だからこれはこの程度で一応こちらへ置いて、最近のテレビの何かみたい、こちらへ置いてということ、忘れちゃつた形でこの制度を論じているような気がするものであります。これはすべからず被害者の立場に立ち、あるいは強制保険という立場をとる制度の中では、これはちよつとまずいとわれわれは思つて、これはそういうことについてお話がありましたから、これからは一生懸命やりましようということではちよつとどうかと思つて、あなたも保険部長さんだからその程度の答弁でいいのかもしれないが、これは困るのです。

冒頭に申し上げたように、われわれしるうとて保険のことはよくわかりませんが、ものの道理くらはわかつて国会議員になつてきています。だからこの強制保険のいわゆる自賠責は、その保険会社の分野としてはどの程度あるか、それから火災の関係はどう、生命はどう、いろいろな保険を扱っているのが、これは込みでやつたのでは保険にならないのじゃないですか。種類ごとの中身がきちんとして、このためには保険料率はこの辺でなくちゃ困る、この辺でも保険料率からいくなれば、いわゆる保険給付は大体この程度まで上げるべきだ、あるいは下げるべきだ、こういう一つの形になると思つて、それがあなたがおつしやるようなことでは、残念ながらそういう答はちよつとも出てこぬ。この関門を通らなければ大蔵省保険部長はこの席から立たせない。答弁……。

○上林政府委員 もう一度申し上げるわけでございますが、営業保険料は純保険料と付加保険料に分かれております。純保険料と申しますのは、現

実の保険金の支払いの収支でございまして、それは先ほどから申し上げるようになります。九四・数%でございまして、この分につきましては、先ほどから申し上げておりますように、きつと収支を計算いたしております。問題は付加保険料率のほうでございまして、この付加保険料率も、先ほどから申し上げておりますように、一般の自動車保険でございまして、三七%程度の相当高いウェイトを占めておりますが、この保険料率につきましては付加保険をできるだけ圧縮するといふ意味で五・数%の……。

○久保委員 それはわかつて、滞留金の利息は、どうしているかといふことを聞いています。

○上林政府委員 この滞留金の利息につきましては、できるだけ明確にいたすように運営いたすのが私ども筋だと心得ておりますけれども、先ほどから申し上げておりますようにいろいろの問題がございまして、したがって、そういう問題を解決いたしませんと、この問題だけを解決するというわけにはまいらない問題でございまして。

○久保委員 あなたの言うこともわからぬわけじゃない。わかるのです。わかるが、みんな間違つていふのだ。そういう言い方をなせざるかといふと、さつき申し上げたとおりだから、重ねて申し上げたことはない。純保険料はこれでありまして、付加保険料はこれで、そのために公務員ベースぐらひはやつていふのです。これを圧縮しようと思つていふのが、なかなかむずかしい。だけれども、今度は一〇%ぐらひ縮めたい。そうして純保険料のほうの分野をふやして給付金を多くしたい。そんなうまいことを答弁しても滞留金の利息はどですか、こつちのわけです。滞留金の利息はどですか。だから、その利息も合わせれば保険料並びに純保険料、少なくとも付加保険料の計算の中には滞留保険金の利息といふものは当然入らなければならぬ。入らなければ、これは保険の値打ちはないのです。これは、どれが正しい保険料であるかわからぬ。企業としても、これが

公正な企業である限りは、そんないいかげんな保険の滞留金の利息は別です、別ですと言つても、もうかるほうを別に話にならないじゃありませんか。それを聞きたいのだが、答弁は何べんやつても同じ、いわゆる計算はいたしてございまして、ということなんです。それがどうか——そうだね。そうだとするならば、これは保険の根本にさかのぼつて銀行局、大蔵省はわれわれに計算の基礎を全部示せ。示してもらわなければならぬ。保険といふのはみんなそうですか。火災の保険もある。生命保険もあるが、滞留金の運用といふか、その運用の利子などは保険会社の利益として計算せぬでもいいのだ、こつちのふうになるのか。何かあなたの答弁からいふと、全体を扱つて保険をやっているのだから、全部の保険の滞留金といふものの利息はわかるが、個別ではわからぬ、こつちのことも聞かせる。そのとおりですか。そうだとするならば、この自賠責の保険といふのを強制保険にしていふのか、そうして保険の給付はこの限度がいいのか悪いのか、これは判定ができない。だからその疑問に一つは答えてください。これは銀行局だけでなく、主官局として、自動車局長いらつしやいますから答えてもらわなければならぬ。だけれども、こつちで答えられないというならば、次回までにきつと政府全体の統一見解を出してください。よろしうございましてね。これは返事は要らぬ。きようはできなくていい。

それからもう一つは、今度法案が改正になる大きなねらいは、原付自転車を保険の対象にするといふこと、ただしそれは再保険の必要なし、必要なしといふよりは——再保険もなしといふことですから、必要なしだ。再保険もなしといふことは、いままでの説明では、事務的に複雑だ、事務的にできない、こつちの意味ではなかつたか。違ひか。違ひなら答弁してください。どんな意味ですか。

○上林政府委員 国が再保険をいたしまして、一種の財政的な援助と申しますか、介入をいたしま

すにつきましては、いろいろの理由があるのかと思ひわけでございます。自動車につきまして国が再保をいたしましたのも、この保険制度が未経験の自動車賠償責任保険をやるにつきまして、国がこれに介入をし、援助をするという理屈があったことは当然でございます。そういう意味で今日の制度がしかれていくわけだと思ひます。しかしだんだんといろいろの経験を重ねてまいります。そういう意味におきましては、原動機付自転車につきましては国が介入をし、財政援助もする必要はないというふうに判断をいたしましたものと考えられてございます。したがって、原動機付自転車につきましては再保にするまでもないということに決定いたしましたものと考へております。

○久保委員 なぜ再保険を原付だけにやらぬのかと聞いておるのです。それは、いままでの説明では、事務的に複雑だからやめなす、こういうことだといふふうに聞いていたが、そのとおりかと言つたら、そのとおりでないが、理由はわからぬ。何も言つてない。何でもか、これは。ほんとに冗談じゃない。あなたは答弁の中で、その再保険というのは、その保険に対する国の助成としての再保険だ、こう言つておるが、それはほんとうかね。当初はだれもやつてなくて危険であるといふので政府が保障したにすぎないのであつて、これは助成ではないです。赤字のうちが助成か。そうだな。だけれども、最近赤字になつては助成でないのだ。国でやつてゐることは、ちよつとおまゑやめてくれというわけだ。そうじゃないの。あなたが言つてゐたのは、最初は危険であるという。現実によつてみたら、あなたのほうから出している表が真実であるならば、この保険財政は赤字ということになる。そうだね。赤じやないのか。自動車局長、いままでは赤字という答弁だったが、そうだね。最近赤字になつてきた。違ひなら、そこは大事な点だから、どつちでも答えてくれ。

○上林政府委員 この制度の発足当時におきましては、いろいろの御議論があつたろうと思ひます。私どもの立場から申しますと、たとえば自動車保険につきましては、各国におきましてもいろいろの問題があつた制度であつたと理解いたしてあります。いまだに自動車保険で非常に損害をこうむつたという外国会社もあるわけでございます。したがって、発足の当時におきましては、国が介入をし、一種の財政援助をするという必要性があつたろうと思ひます。あるいはこの制度の運用を円滑にいたしますために、政府の介入が必要であつたという状態もあるかと思ひます。しかしだんだんと経験を重ねてまいりまして、事故率も相当把握でき得る体制になつてまいつておるわけでございます。したがって、これは国の介入を必要とせず、民間だけでも十分やり得る、また制度の円滑な運用につきましても、国が再保をいたしませんでもりつぱにやつていく、こういうふうに判断をいたしまして、原付につきましては再保をしないといふふうにいたしましたのでございます。

〔田邊委員長代理退席、委員長着席〕

○久保委員 自動車局長にいまの問題をお尋ねしますが、時間もあんまりたくさんないので、長い説明は要りません。だから質問にそのまゝ答えていただきたい。いま私が疑問に思ふのは、この制度ができる当時は、初めてのことであつて、保険会社が強制保険といふことにしてもらつても自前ではなかなかあふない。だから政府のいわゆる助成の意味も入れて再保険六割やつてくれ、それならやりましようといふことになつたと私は思ふのです。ところがだんだんやつていくうちに、最近では保険財政も赤字のように見受けられる。しかし、三十九年までは、この間出した表を見れば大体保険財政といわれるものは赤字であつた、こういうふうにも思ふのだが、それはそのとおりであるかどうか、それだけです。

○坪井政府委員 原付につきまして再保を今回しなかつた理由でございますが、いまお話しのように、この保険は被害者保護という観点から強制保険にした。したがって、自動車側に付保を強制し、また保険会社にも引き受け義務を課す、ある

いはまた、保険料率の算定に営利目的の介入を許さない。したがってその危険といふものが考えられる。そういうことをいろいろ総合しまして、そういう社会保険的な色彩が強いものである、あるいは危険が一部にあるといふことを考へて、国がその保険運営について積極的に介入することが適切であるといふ趣旨で再保険の制度が法律で定められたわけでございます。この趣旨からいいますと、原付につきましても、趣旨としては、私は再保険すべきであるといふふうに考へておるわけでございますが、この前お話ししたように、原付につきましては、車両法の上でも、御承知のように自動車ではありませんが、いわば自転車に原動機をつけたといふような扱いをしておりまして、それが最近非常に性能がよくつたために、被害が非常に起こるようになったので、これを強制保険にするといふことになつたのであります。

したがって、強制といふことになりましたと、先ほど申しましたように、われわれとしては、国が介入するほうが望ましいではないかといふ考へ方を持つておるわけでございますが、何ぶんにもこの数が非常に多いこと、それから一般自動車と原付とを比較しますと、集団として考へまして、やはり自動車の被害と原付の被害とはそこに相当相違がございます。たとえば一件当たりの保険金に九千円くらいになるわけでありまして、原付については千九百円くらいですか、そのくらいの額である。一保険当たり単位が非常に小さいものになる。零細にして非常に多数な保険であるといふことが一つの特色でございます。これを再保険しますと、一件当たり相当な手数料がかつてまいります。何とか簡単な再保険の形式が考えられな

い、集団的な再保険とか、あるいは抜き取りのよさを再保険とか、そういう方法も考へたのであります。一件一件再保険するといふことについてはやはり相当な手数料がかかりますし、そういうふうな考へ方を総合しまして、現在自動車について国が再保険によつて介入してゐる、こういうた

資料がいろいろありますので、こういうことを推定しますと、原付については国が直接介入しないでも保険運営の適正化といふものは十分はかられるといふことから、総合勘案しまして、今回原付については再保険はしないという方針にきまつたわけでございます。

○久保委員 いまの局長のお話では、再保険はしないという結論を先に出して、そしてそれに対する理由をずつと並べておるというふうにとれるのであります。私もそういうことだろうと大体思つておるのです。説明するとすれば、それ以外に方法がない。

保険部長、今度百五十万にするといふのです。百五十万に現在の保険料でやれるとすれば、原付も再保険六割して、そうすれば二百万くらいのやつができるじやないかと私は思ふのです。で、きかないか、だめか。そのわきに人があるが、首を振つたり口をあいたりするが、それは何だ。だめなのか。二百万くらいでできると思ふ。なぜできないか、それじゃ計数をもつて示してもらおう。再保険というのは、危険があるから再保険するといふことだ。それでしよ。だから極くは、百五十万でも再保険なしならば、二百万円でも再保険してみたらどうか、こう思ふのです。それができない理由は、長い説明が要りますか。長い説明でなければ聞かぬ、長い説明ならば、この次その計算を資料として出してもらおう。

○上林政府委員 簡単に申し上げます。

国が再保をいたしましたから保険金額が上がるというのではございません。と申しますのは、別に国は保険料を補助いたしまして足りるわけではございませんで、事故収支率によりまして保険金額が上がるわけでありまして、国の再保は、ただ、予定をいたしました損害以上に損害が起きたときに国がその危険を分担するといふ意味にとどまるのでございまして、国が再保したからといって保険金額が上がるものではございません。

○久保委員 そんな理屈はばくだつてわかつてゐる。国が再保したから直ちに、保険給付ですか、

上がるとは思っていないのですよ。あなたが上りしやるといふ。だから、再保険したら限度が上がりはしないか、こう思っておるのです。それはそうですよ。保険業者は今度は原付に一〇〇%のリスクを負担するわけだ。そうでしょう。それで百万円から百五十万円になるんだ。だから、このリスクをさらに上へ六割のいまだに上げていけば、いまの保険料でも二百万円はできるんじゃないかという計算が出るんだよ。わからぬかしらうとが質問しているから。しかし、それはほんとうだ。それでさっき言ったように、なぜ原付だけやらなくてもいいのか。極端なことをいえば、全保険再保険の必要なし、こういうことになるのですよ。なぜいままでのだけ残して——これも同じことなんだ。保険会社の要望として、おそろく、もうここまですれば安心です、おたぐのほうから変な手を差し伸べて六割引きさされるよりは、自分が一〇〇%リスクを負担したほうがもうかります、だからせめて、法案改正で原付自動車をやるとするならば、これは台数も大体同じぐらいたければ、私の手もとにしてくださいというので、これは妥協したんだ。はつきり言っておくが、決して被害者のためではない。この法律は被害者のためにある、極端なことをいえば、ところが、こういう不明朗な取引の結論として、この法案が堂々と白昼この委員会に付託されたことを私は残念に思うのです。それは極端な話だということならば、大臣でもだれでもこの委員会に出てきてひとつ答弁してほしい。運輸大臣はいらっしゃるか、あとで答弁してくださいと私は思っています。こんな人をばかにした改正案が審議できるかというのだ。しかも、いまの再保険でも、それは運輸省の能力からいって、この再保険の事務が非常におくれているという話は聞いている。陣容が整っていない。だから、そうだとするならば、被害者のために原付を入れるということになれば、それに応じた要員なり、事務の処理のしかたに、もつと近代的な方策をとるのがあたりまえなんです。運輸省は旧態依然として再保険をやる。

大蔵省は保険業者の側に多少向いている。多少だ。決して全部とは言わない。そんなところで百五十万にしましたからな、こんな法律をもつともうじやないですか。運輸大臣、どうです。これはいうならば妥協の産物だ。本来ならば、運輸省の再保険事務というものをとつと拡充強化すべきだ。それがいままでも滞りがちであるからだめだ。おそろく保険屋から言われているのだから。だから、この原付がかなりの台数になるから、入れるについては再保険をやらねばならぬというのが、保険の企業として再保険しないほうが得になるという計算。だれが得してもけつこうだから、得になるのはいいのです。しかし忘れちゃいけないのは、この法律は被害者の立場においてのみあるんであって、保険業者やその他のためにあるんじゃない、これははつきり言っておく。だから、この改正が、再保険しないということ、百五十万円になったのは正しい、これは多少変化したが、被害者の立場に立つて利益になるという証明を出してほしのです。だから、ぼくのような理屈で、百五十万まで限度の引き上げが現行の保険料でできるんならば、そういうからくりをしなれば二百万円にもできるんじゃないかということをお願いしたい。だから、百五十万円に上げるというんだが、上げられる可能性はどういう計算から出たのか、これは数字をもつて示してもらいたい。これは一応の数字があるんでしょ。そうでしょう。だから、その数字の結果はかくかくであるという説明をもちろんしてほしい。それから運輸省も、いまの再保険事務がどういふものになっているのか、これもひとつ解明してほしいと思います。これはいづれというか、きょうというわけにもいかないでしょうから、答弁はあしたでいいです。これは主として大蔵省に……

が危険率が多少高くなって、太平洋のほうは少し低くなっておる、そういう説明がありました。本来ならば、自動車を常置しておく場所、大体東京のものは東京、あるいは神奈川の人は神奈川というか、そういうところ、本拠があるのですね。全部じやなくても、その自動車の運行は大体その常駐場所を中心に行なわれるわけですね。しかも道路あるいはその他の諸要件によつて、危険率というのは日本全国どこも同じではない、変わるのですね。たとえば、青森県の先の龍飛崎のほうの事故率と、東京の丸の内のもん中、あるいは銀座のどまん中ではたいへん違うのですね。だから、本来こまかくいうならば、地域的に保険料の率が違つていいはずなんです。火災保険などはおそろく東京というか、木造建築物の非常に密集しているところと、たとえ国会の近辺とか、あるいはいなかの連綿地区でないところとかいうところは、全部保険料率が違ふと私は思うのです。ところが、この保険だけは、自動車という特殊なもので、どこへでも出ていけるから一本にしたと思うのです。しかし、これはこまかい計算をするならば、ほんとうは保険料の差があつていいはずなんです。しかし、そこまで極端なことを言つたのでは、この制度はなかなか達成しにくいからあえてこれは言わぬけれども、小さい島の中、たとえば喜界島とか徳之島とかあるでしょう。そこでも強制保険をつけておるのだから、料率は同じですか。同じというのはいふのは——向こうは危険率がだいぶ少ないと思うんだ。だから、その料金くらいは少し、離島振興の意味も含めて負けたりかどうかと思う。負ける意思はないかどうか。

○上林政府委員 自賠責の料率につきましては、先生がおっしゃいましたように、自動車があちこちに歩き回りますと、それから地区の事故率につきましましてはなはだ流動性もあるわけでございますので、原則として一本に扱つておる。ただ、営業用のタクシーにつきましては、営業地域がきまつております関係もございまして、地域別の差を設けております。

○久保委員 そうです。

○坪井政府委員 これについて強化するというのは、どういふ御質問でしょうか。

○久保委員 たとえば国の所有の車というのは、これは全然適用されておられません。ところが、これはいままでの結果から見ると、非常に評判が悪い。権柄ずくといつては語弊があるが、権力をかさに着ておるのではなからうかと思うのがたまにたまに。結局おまえのほうが悪いというので、責任相殺ということで基準を下回つた支払い額をしておる例がかなりあるという。だとすれば、これはたいへん問題だと思ふ。そういうものについておたくのほうでは知つておるとすれば、これは改善の方法として全部強制保険一本にしてしまえばいいのです。国であるが、何であるが。それはどうかというのです。

○坪井政府委員 現行法では、たたいま御指摘のように、国とか公社あるいは都道府県等は、資力が十分で被害者救済に欠けるおそれがないという

理由で強制保険の対象からはずしてあるわけでありま。また外交官とか駐留軍等は、国際慣習あるいは行政協定等におきまして、同じく強制保険への加入を免除されております。それらのうち国その他につきましても、政府の補償事業の査定基準を参考にし、また外交官等については外務省において任意保険への加入を指導するなど措置を考へておられまして、被害者救済に欠けることがないよう努力はしておりますが、先般の行政管理局の勧告にもありますように、この制度については被害者保護の点においてなお不十分な点もあるように見受けられますので、今後さらに検討を進めてまいりたいと思つて、さういふ点について行政上の措置をとつてまいりたいと思つております。

○久保委員 そうしますと、行政上の措置をとつてまいりたいと思つて、指導してまいりたい、こういうことですね。

○坪井政府委員 現段階では法改正を考えておりませんので、そういったことで被害者救済に欠けることのないように、できるだけ連絡を密にしてまいりたいと思つております。

○久保委員 これはどうも理解しがたいのだが、大蔵省の保険部長に聞いたほうがいいのだが、ある政府における機関として——あなたのところでも自動車を持つておるでしょう。事故を起こしたことはないのですか。なければ聞いても意味がないのですか。どうですか。

○上林政府委員 私、直接は大蔵省の持つております自動車を担当してあるものではございませんのでよくわかりませんが、ないとは言えないのじゃないかと思つております。

○久保委員 自動車局長、この次までいいけれども、あなたの好きなように調べてつてくたさうですが、どこかの役所——銀行局は関係があるから、大蔵省の車で事故を起こしたことがあるかどうか、そのときは何月何日、人にけがをさせたか、金は幾ら払つたか。これはしるべきところに電話で言えはすむわかなと思つて。運輸省はどうか。おたく

のほうで官房に調べさせればすぐわかるでしょう。あなたの答弁がもっと前向きならば別に調べることはない、前向きではないから一べん調べてもらいたいと思つて。

その次にいきます。次には聞きませんから、大臣の見解を二、三お伺いしておきたい。一つには、いままでいろいろ質問しましたが、あなたに直接的なものばかりじゃないのです。きょう私が質問したのは大体運輸大臣所管事項に直接関係のあるものだと私は思つていますが、ついでには、この制度自体、根本的に検討する時期のように思つて、と申し上げますのは、さつき質問したように、改正の要点として原付自転車を出してきただけ、再保険はしないという取りきめのもとに出してきただけではないかと思つて。だから、こういう面を強化することを考えなければならぬと思つておる。先ほどの質問についても同様であります。しかしそれをいまあなたから御答弁いただくよりは、むしろ大臣の直接的な所管ではないが、関係の厚いものといつて、いつとき運輸省は自動車事故の事業団みたいな構想を出したものであります。この中身は私もよく存じませんが、おおよそ自動車の被害者の立場に立つ相談機関というようになことが主であつたようにあります。これはいままでの質問から言つても、いろいろな役所、いろいろな団体、そういうところで被害者の相談を扱つてゐるのであります。全国的にこれが有機的に働いてゐるかといふと、必ずしもそうではない。だから被害者が被害にあつたときに、權威ある相談所がどこにでもあれば、直ちにそこにかかれば一切のことをやってくれるといふことがいふ必要だと思つておる。ついでには、その事業団構想がいかに悪いかに別にして、いまある相談機関を一本化して、もつと被害者、国民大衆の中に入り込めるようになつていくべきである、こういうふうになつていくべきである、この点については大臣としていかがか。もし賛成であるというならば、この機会にぜひ政府全体の問題として取り上げてもら

うように工作をしてほしい、こういうふうに第一点は思つておられます。

第二点は、事故にあつた直後の救済といふのでしようが、救済の機構、これは御承知のように、大抵の都市ならばそれぞれ救急車が配置されておつて、それぞれの救急病院に運んでくれる。そこで治療をまずしてくれるという設備になつておりますが、この救急車の配置あるいはこれに対する病院等をひくくする、はなはだしい自動車の発達にはかなり立ちおくれてゐる設備といふか、機構だと思つて。ついでには、この救済の立場といふか、その体制、救済体制といふものの、救急車、医療機関を含んだところの一本化、強化、そういうものを考えるべきであるし、特に大臣も御承知のように、頭、頭蓋に対する事故といふのが非常に多い。とするならば、医学的にもなかなか容易でないことだと思つておられますが、脳外科を強力に繰り込んだ医療体制の急速な整備といふか、拡充といふか、これが必要だと思つて。散発的には何かあるようではあります。やはりこれは制度として確立すべき筋合いのものである。これは自治省並びに厚生省所管だと思つけれども、やはり提唱するのは運輸大臣そのものじゃないかと私は思つて、これについてもどういふふうに考えられるか。もしそうだとお考えであれば、政府全体の問題になるように努力すべきだと思つておられます。ついでには大臣の所見を承りたい、かように思つておられます。

○中村(實)國務大臣 事故相談の機関、これは現在交通事故といふものが非常に増加傾向にありまして段階で、私もいろいろ被害者の苦情等を耳にしたのでございまして、これに対して適切な相談機関があるといふことは非常に必要なことだと思つておられます。これにつきましてもどういふこととてございせんが、前向きな姿勢でそういう問題を検討してまいりたいと思つておられます。それから第二点の救済施設でございますが、これは久保委員が指摘をなさいますように、現在の

事故等の事態に比べますと、きわめて不十分であるといふことは私も認めるのであります。まずわれわれとしては事故をなくすという方向であらゆる努力をいたしますと並行して、救急車を整備するとか、あるいは医療施設、いわゆる脳外科等の設備を強化していくといふことは、これは非常に大切なことでありまして、所管は厚生省でございますが、そういう体制を強化していくように、政府部内におきましても努力を続けてまいりたい、かように考えておられます。

○久保委員 運輸大臣からそれぞれ御答弁がありました。これは連絡調整といふか、そういうものからいへば当然然然然理府の所管でもあつて、あなたの方としては、いま運輸大臣に質問した点はどういふふうに取り運んでおられるか伺いたい。

○宮崎政府委員 第一点の総合的な交通事故に関する相談機関でございますが、これは過日の当委員会におきましても先生から御指摘ございまして申し上げましたとおり、いろいろ問題はございまして、前向きの姿勢で目下検討をいたしておられます。

第二の救急体制につきましても御指摘のとおりでございます。私たちがいたしましては、率直に申し上げまして、救急業務あるいは救急医療体制にしましては、若干立ちおくれておるのではないかと印象を強く持つております。したがって、いまして総理府といたしましては、昭和四十二年度の予算編成につきましては、特に救急問題に重点を置きましてこの改善をはかつてまいりたい、かように考えておられます。

○久保委員 農政局長おられますか、たいへんお待ち遠さまでありましたが、この間から申し上げてゐるから質問の内容はくどくどしく申し上げる必要はない。結局自賠責は保険業者だけが扱うことになつてゐる。ついでには、農協などにもやらせていいではないかといふ声もあるが、それはどう

いう点からやらせてよいのか。これが一つ。そう
なった場合に、つまりこれは銀行局のほうがい
る異論を言うのだが、この間じゅうからも上林
部長から、いろいろ反論がこの席でも出ておる。
それは局長もお聞きになったと思うのだが、銀行
局の見解とあなたの考えていることに違ふ点があ
れば、簡単に二、三お話を聞かせてほしい、こう
思います。

○和田(正)政府委員 農協に自動車の損害賠償等
の仕事をもしやせるとすると、どういふ利点が
あるかということでありますが、一つには、現在
の農協はこの強制保険が制度上でできませんた
めに、それにさらに上乗せをして被害者に補償を支
払うような場合を考慮いたしました任意共済の仕
事を現にやっておるわけでございます。それで、
その部分を農協にやる、根っこになりますところ
のこの強制保険部分は保険会社にやるということ
で、農民としては二重の手続が必要になつてま
います。それが一つ。

それからもう一つは、現在保険会社が各地に代
理店は持つておるにいたしても、農村部全体
にわたつては、そういう代理店のない場合もござ
います。農協は御存じのように、どういふ農村へ
参りましても存在をいたすわけでございますから、
農民として考えますれば、農協がこの制度をやる
ことができるようになれば、たいへん加入上の手
続が便利になるといふことであります。

第三には、いろいろを質疑がこの前からござい
ましたが、いわゆる車検が強制をされておるま
じゅうに、小型の農機具としての乗用型のトラク
ターでございますとか、今度入りました原付自転
車、そういうようなものにつきましても、捕提力
と申しますか、そういう面ではおそろく農協にや
らせるようにすれば、もっと向上をする可能性が
ある、そういうことがいろいろ利点としては考え
られる。

それからもう一つは、農協がやります場合に
は、組合員が当然契約者になるわけですが、農協
自身としては、おそろく組合員に対して事故防止

のいろいろな指導などを、農協運動の一環として
することができると思ひます。それが利点のおも
なものとしてあげられると思ひます。

それから第二のお尋ねでございます、農協共済
にこれをやらせることの可否についての議論でござ
います。御承知のように、昭和二十六年でござ
いまして、現在法律の根拠に基づいて農協が各種の共済
事業を、保険的な手法を用いた共済事業をやる根
拠規定がございまして、保険業法が所管の大蔵大
臣の監督上の認可その他の手続をとつております
と同様に、農林大臣が農協の共済事業についての
監督権を持つておる、その意味においては、公益
的な立場というところについては、大蔵大臣の監督
が農林大臣の監督かという違いがあるだけで、公
益性ということを中心として共済事業をやら
ておるわけでございます。それで保険と共済とい
うのは、ことばが違ひますからあるいは中身が違
うかもしれませんが、最近のいろいろな学者の意
見その他を私も若干検討いたしてみましたが、も
法律の根拠のない、あるいは発展の過程にありま
す共済制度ならともかくといつたしまして、法律で
明白に監督規定も置き、事業法としての根拠を持
つような現在の農協の共済事業と申しますのは、
その事業の中に保険的手法は十分取り入れてや
つておりますので、事業の内容としては本質的に保
険との差はないといふふうにも考えられますし、
たとえば最近の大学の学者などが言つております
ように、保険と共済との違いは、共済は事業的
であり、保険は営利的、営業的である。そのことの
意味は、共済は一般の不特定多数の人が契約がで
きるのではなくて、組合員だけが契約ができる、保
険は不特定多数の人が契約ができるということだ
けが違ひるのであつて、その内容なりその他の点に
ついては、いまの農協共済のように発達した過程
の中では、その保険との差はない。したがいまし
て、農協共済でもこの自動車保険のことをやる
ようになりなされた場合に、別にそのことによつて
困難な問題は起つてこないのではないかと思

う。被害者保護という点にも欠くことはないの
ではないかといふふうに私も考へておりました。
で、そういう趣旨でこの法案の政府案が確定されま
す前の段階で所管局の自動車局、運輸省ともいろ
いろお話し合ひをしてまいりましたが、何分にも
この法案が予算関係法案でございまして、提出の
時期等にも制約がございました関係で、十分なお
話し合ひをする時間的余裕がとれませんでしたの
で、今回はこういう形で政府提案をいたしました、こ
ういふ経過でございます。

○久保委員 いま農政局長から、共済は特定の組
合員に対する事業、保険は不特定多数とお話しが
ありましたが、そのとおりだと思ひます。ただこ
こで問題は、員外利用、これはたしか一五%くら
いはいいのかもしれませんが、そういう限度以上
に伸びる可能性も、たとえばやろうとすればある
わけですね。これはあなたが御承知のとおり、各
市町村に全部あるわけですね。そうしますと農協の
ことだから、これは一生懸命に、それだけではな
いでしょうが、まあやる。そうすると、地域にお
いて員外者である者のほうへもかなり手を伸ばし
てくる。そうなつた場合に、言うならば保険業者
との関係で、被害者の問題よりは、保険という
か、そういう事業者の立場から問題が起きてきは
しないかといふ心配もある。ついでには、やるとす
れば、員外利用を規制する場合に、それは大丈夫な
のか、そういうことです。

○和田(正)政府委員 いま久保委員御指摘のよう
に、農協の法律では、一般的にいろいろな事業に
つきまして、員外利用は全体の総事業量の五分の
一までを組合員外に供与することができるといふ
ことになっておるのをご存じですが、私のほうとし
ては、将来農協共済がこの自動車損害賠償保障法の
対象としての強制保険をやるのが制度的に許さ
れますような場合には、この制度の性格から考え
まして、これに関する限りは員外利用を排除いた
しまして、組合員に関する契約の範囲にとどめる
ことが適当じゃないかといふふうに一応考へてお
ります。

○久保委員 終わります。
○古川委員長 次会は明十三日午前十時理事會、
午前十時三十分委員會を開會することとし、本日
はこれにて散會いたします。
午後零時十八分散會

昭和四十一年四月十六日印刷

昭和四十一年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局